

○兵庫県理学療法士会研究助成金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県理学療法士会研究助成金(以下「助成金」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は理学療法に関する研究及び教育の振興を図ることを目的とし、次に掲げる研究等に対して助成するものとする。

- (1) 基礎研究及び臨床研究に関するもの。
- (2) 研究成果の発表及び刊行に関するもの。
- (3) 文献資料の収集及び学術講演会の開催に関するもの。
- (4) その他医学の研究及び教育に関するもの。

(助成金)

第3条 助成金は、毎年度の事業計画に基づきその研究等を助成する。

(審査委員会)

第4条 助成に関する事項を審議するため、兵庫県理学療法士会研究助成委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会については、別に定める。

(助成金の申請)

第5条 助成金を申請できるもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究代表者は兵庫県理学療法士会員とする。また、若手研究(初心者枠)は、申請年度の4月1日時点で40歳未満であり、筆頭著者としての論文実績がない会員、または研究経験の浅い若手会員の応募を推奨する。
- (2) 助成金による研究等の期間は、原則として年度内とする。

(助成金の決定)

第6条 学術編集部長は、前条の申請書を受理したときは、委員会に諮るものとする。

- 2 委員会は、前項の申請を原則として募集期限後、速やかに審査するものとする。
- 3 学術編集部長は、前項の決定を行ったときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の変更)

第7条 助成金を受けた者(以下「研究代表者」という。)が申請内容の変更又は研究期間

の変更等をしようとするときは、あらかじめ学術編集部長に報告して承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 研究代表者が第5条第1項に掲げる者以外の者となる場合は、当該助成金の返還又は同号に掲げる者のうちから研究代表者の交替を行うものとし、前項に規定する承認を受けなければならない。

(助成金の使用制限)

第8条 研究代表者は、兵庫県理学療法士会研究助成金申請書により示された用途以外に助成金を使用してはならない。

2 助成金は消耗品および10万円未満の備品（消耗品扱い）、論文校正費、学会費、旅費、交通費に使用できる。10万円以上の物品や謝金・賃金として使用することはできない。パーソナルコンピューター（タブレットPC含む）の購入として使用することはできない。

(研究成果等の報告)

第9条 研究成果は次年度開催される兵庫県理学療法学会大会において研究助成報告として報告すること。また、研究成果を論文として発表することを義務とし、該当論文には本研究助成を受けた旨を記載し、論文別冊を事務局に提出すること。投稿先は当士会学術誌（理学療法兵庫）が望ましいが、他誌に投稿する場合は当士会学術誌に研究助成報告(研究の概要と成果に関する解説記事、1200～1600字)を掲載することが必要となる。

(会計)

第10条 学術編集部長は、助成金に関する収支決算書及び事業計画書を作成し理事会の承認を得るものとする。

第11条 助成金の受払い及び出納保管については、事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、学術編集部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日一部改正により、施行する。